港湾法施行規則及び港湾の施設の技術上の基準を定める省令の一部を改正する省令

（港湾法施行規則の一部改正）

第一条　港湾法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十八号）の一部を次のように改正する。

第一条の四を第一条の七とする。

第一条の三中「第十五条の八第一項」を「第十五条の十三第一項」に改め、同条を第一条の六とする。

第一条の二の次に次の三条を加える。

（法第二条の二第一項の国土交通省令で定める規模その他の要件）

第一条の三　法第二条の二第一項の国土交通省令で定める規模その他の要件は、次の各号のいずれにも該当するものであることとする。

一　埠頭を構成する少なくとも一の係留施設の前面の泊地の水深が十四メートルを超えるものであることが、港湾計画において定められていること。

二　埠頭が同一の民間事業者により一体的に運営されること。

（法第二条の二第一項の国土交通省令で定める事情）

第一条の四　法第二条の二第一項の国土交通省令で定める事情は、次の各号に掲げるものとする。

一　輸入ばら積み貨物であつて、その種類ごとの我が国における取扱量の現況及び将来の見通し、海上運送に係る特性その他の事情に照らし、海上運送の共同化を図ることが我が国産業の国際競争力強化に特に資すると認められるものが当該港湾において取り扱われること。

二　当該港湾における当該輸入ばら積み貨物の取扱量の現況及び将来の見通し並びに当該港湾の周辺地域における当該輸入ばら積み貨物の需要の現況に照らし、当該港湾が当該輸入ばら積み貨物の海上輸送網の拠点となるにふさわしいものであること。

三　当該特定貨物取扱埠頭を中核として当該輸入ばら積み貨物の海上運送の共同化の促進に資する当該港湾の効果的な利用の推進を図るため、港湾管理者、前条第二号に規定する民間事業者、当該輸入ばら積み貨物の荷主その他の関係者の連携が確保されること。

四　前条第一号に掲げるもののほか、当該港湾において、当該特定貨物取扱埠頭を中核として当該輸入ばら積み貨物の海上運送の共同化の促進に資する港湾の効果的な利用の推進を図るための施設の機能が確保されること。

（特定貨物輸入拠点港湾の指定の公示）

第一条の五　法第二条の二第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定による指定の公示は、官報に掲載して行うものとする。

第十一条の四中「埠頭」を「埠頭」に改め、同条第二号中「バルク貨物（石炭、鉱石その他大量ばら積を通例とする物資をいう。以下同じ。）」を「ばら積みの貨物」に改め、「岸壁」の下に「その他の係留施設」を加える。

第十五条の九を第十五条の十四とし、第十五条の八を第十五条の十三とし、第十五条の七の次に次の五条を加える。

（法第五十条の六第八項の公正な手続を確保するための措置）

第十五条の八　法第五十条の六第八項（同条第十一項において準用する場合を含む。）の必要な措置は、次に掲げる事項の内容を二週間公衆の縦覧に供することとする。

一　法第五十条の六第三項第三号に規定する事業の名称

二　次に掲げる事項を記載した当該事業の計画

イ　当該事業の概要

ロ　当該事業の実施時期

ハ　当該事業に係る法第五十四条の三第一項に規定する特定埠頭の位置

ニ　当該特定埠頭を構成する港湾施設の種類、数、規模及び構造

三　当該事業の実施が当該港湾の効率的な運営に特に資するものであることを明らかにするために参考となるべき事項

四　資金計画

五　当該事業の実施主体が貸付けを希望する当該特定埠頭を構成する港湾施設の一部を第三者に転貸することを希望するときは、その旨及び理由

六　その他当該事業の実施に関し必要な事項

2　特定港湾管理者は、前項の規定により同項各号に掲げる事項の内容を公衆の縦覧に供しようとするときは、あらかじめ、縦覧の開始の日、縦覧の場所及び縦覧の時間を公報、掲示その他の方法で公告しなければならない。

3　特定港湾管理者は、第一項の規定により同項各号に掲げる事項の内容を公衆の縦覧に供するときは、次に掲げる事項（公表することが不適切であると特定港湾管理者が認めるものを除く。）を公報、掲示その他の方法で公告しなければならない。

一　当該事業の実施主体の氏名又は名称

二　第一項第一号から第三号まで及び第五号に掲げる事項の概要

三　意見書の提出方法、提出期限及び提出先

四　前三号に掲げるもののほか、特定港湾管理者が必要と認める事項

4　第一項の規定により縦覧に供された事項の内容について利害関係を有する者は、縦覧期間満了の日までの間に、特定港湾管理者に意見書を提出することができる。

（共同化促進施設）

第十五条の九　法第五十条の九第一項の国土交通省令で定める港湾施設は、次に掲げるものとする。

一　係留施設

二　荷さばき施設

三　保管施設

（共同化促進施設協定の認可等の申請の公告）

第十五条の十　法第五十条の十第一項（法第五十条の十二第二項において準用する場合を含む。）の規定による公告は、次に掲げる事項について、公報、掲示その他の方法で行うものとする。

一　共同化促進施設協定の名称

二　協定共同化促進施設の名称

三　共同化促進施設協定の縦覧場所

（共同化促進施設協定の認可の基準）

第十五条の十一　法第五十条の十一第一項第三号（法第五十条の十二第二項において準用する場合を含む。）の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

一　法第五十条の九第三項第二号に掲げる事項が、特定利用推進計画に適合すること。

二　法第五十条の九第三項第四号に掲げる措置が、共同化促進施設協定に違反した者に対して不当に重い負担を課するものではないこと。

（共同化促進施設協定の認可等の公告）

第十五条の十二　第十五条の十の規定は、法第五十条の十一第二項（法第五十条の十二第二項において準用する場合を含む。）の規定による公告について準用する。

第十七条の三第一号ニ中「バルク貨物」を「ばら積みの貨物」に改める。

第十七条の八中「第一条の三第五号」を「第一条の六第五号」に改める。